

第9回喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会議事録

1 審議会日時 令和3年5月15日（土）13：30～15：30

2 開催場所 喜多方市役所2階大会議室

3 出席者等

(出席委員) 清野正哉 穴澤正彦 佐藤清紀 田中健太
中川健一 林健敏 田代哲二 瓶和行
渡部寿之 板橋和典 齋藤義人 松原実
柚木聡 添田孝夫 安田茂 椿芳侑
今井輝雄 齋藤憲一 長谷川登 五十嵐和彦
猪俣定利 大谷修司 田代洵基
(欠席委員) 小林卓也 福王寺陽子

(出席職員等)

教育長 大場健哉 教育部長 高畑圭一

(事務局学校教育課職員)

課長 穴澤正志 主幹 小荒井浩
主幹・管理主事
佐藤潤 課長補佐 油井弘美
課長補佐・指導主事
齋藤勝芳 事務補助 荒明茂樹

4 次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 説明

これまでの経緯等について

4 議事

(1) 喜多方市立小中学校適正規模適正配置実施計画（案）たたき台の論点整理についての
検討（第1回目） 【資料1】 【資料5】

(2) 上三宮小学校に関する対応経過等について（報告） 【資料6】

5 その他

6 閉会

○事務局

当審議会委員の8名に、退任または新たに就任等の理由によりまして異動がありましたので、御報告を申し上げます。

退任の委員でございますが、上三宮小学校PTA会長 代島直人委員、会北中学校PTA会長 長瀬谷百合子委員、駒形小学校PTA会長 五十嵐浩幸委員、塩川中学校校長 坂口伸委員、松山町代表行政区長 瓜生恒男委員、岩月町代表行政区長 菊地善一郎委員、塩川町姥堂地区代表行政区長 大堀和雄委員、高郷こども園PTA会長 横山和史委員の8名の方が退任され、新たに就任となる、上三宮小学校PTA会長 田中健太様、会北中学校PTA副会長 福王寺陽子様、駒形小学校PTA会長 林 健敏様、第一中学校校長 板橋和典様、松山町代表行政区長 松原 実様、熊倉町代表行政区長 柚木 聡様、塩川町塩川地区代表行政区長 椿 芳侑様、高郷こども園PTA会長 田代洵基様に委員就任の御承諾をいただいております。

8人の皆様どうぞよろしく願いをいたします。

なお、新たに委員をお願いする皆様へ委嘱状を交付させていただくところではございますが、あらかじめ、机の上に配付させていただいておりますので、御確認をいただきたいと思います。

どうぞよろしく願いをいたします。

また、本審議会の会長の会津大学上級准教授の清野先生につきましては、本日もオンラインでの参加となっておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

ここで1点、御報告を申し上げます。

当審議会につきましては、喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会条例に基づき設置されているところでございます。

その中で、委員は25名以内で組織することとなっており、第5条第3項の規定により、審議会の開催は、委員の過半数の出席が必要とされております。本日は23名の御出席となっておりますので、出席委員は過半数を超えており、審議会が成立することを御報告申し上げます。

続いて、委員の交代もありましたので、委員の皆様にご自己紹介を名簿順にお願いしたいと存じます。

会長からお願いいたします。（自己紹介略）

○事務局

それではこれより第9回喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会を始めさせていただきます。

どうぞよろしく願いをいたします。

それでは会議に入ります前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前送付をいたしました本日の次第、次に資料5としまして、喜多方市立小中学校適正規模適正配置実施計画（案）たたき台の論点整理(まとめ)資料5となっております。

資料 6 といたしまして、上三宮小学校に関する対応経過等について（報告）となります。

なお、新たに委員に就任いただいた委員の皆様には、喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針、資料 1 喜多方市立小中学校適正規模適正配置実施計画（案）たたき台についても送付をしております。

本日、配付したものとして、委員の名簿、新たに就任いただいた委員の方には、喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会の条例の写しも、配付させていただいております。

御確認をお願いいたします。

配布の漏れ等は、ございませんでしょうか。

もし配布漏れがございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

それでは審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。

清野会長様、よろしくお願いをいたします。

○会長

それでは、本審議会の会長として、議事の進行を務めさせていただきたいと思います。

まず御手元に次第がございますが、本日は議事として、2 件案件がございます。

議事に入る前に、新しく委員に就任された方もおられますので、これまでの本審議会の経過等につきまして、御説明をいただきたいと思います。

事務局の方から御説明をいただきたいと思います。

○事務局

喜多方市立小中学校適正規模適正配置の基本方針と実施計画案たたき台について、説明を申し上げたいと思います。

継続の委員の方には、説明している内容だと思いますが、新たな委員の方もいらっしゃいますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、資料を御手元のほうに、御用意をお願いしたいと思います。

基本方針につきましては、まず 1 ページをお開きください。

基本方針策定の趣旨ということで読み上げたいと思います。

本市の児童生徒にとって、より望ましい学習環境をつくるため、集団としての学校の規模や配置について、基本的な考えを取りまとめて方針を示したものでございます。

この基本方針は、令和元年の 10 月に策定したものでございますが、基本的な考え方をもとに、具体的な学校規模と配置計画の案である実施計画案を作成して、地域ごとに御意見を伺いながら内容をさらに検討し、取組を進めてまいります。

その下、10 行目下ぐらいのところを読み上げたいと思います。

平成 29 年度には、適正規模適正配置の基本的な内容に関する説明会やアンケート調査を行い、平成 30 年度には、保護者や地域住民の皆様との意見交換会を実施したところです。

この結果等を参考とし、子供たちにとって、より望ましい学習環境を目指す観点から、学校の小規模化に伴う課題や地域の実情を把握し、本市にとって、望ましい集団としての学校規模や配置について、基本的な考え方や進め方等を整理したものでございます。

現在、基本的な考え方や進め方に基つきまして、実施計画案の策定に向け、御審議をさせていただいていると御理解いただきたいと思います。

基本的な考え方及び進め方につきましては、15 ページをお開きいただきたいと思います。

15 ページに、適正規模適正配置の基本的な考え方と実施計画案を作成していく中での配慮点について、基本的な考え方を記載しております。

読み上げたいと思います。

「子供たちにとって望ましい学習環境を整えていくため、学級や学年に相応の児童生徒数が確保され、きめ細やかな指導や対応が日々展開できる教職員体制となるような学校規模を理想としつつ、児童生徒の生活や地域とのかかわり、学校と地域との連携等に配慮し具体的な学校規模と配置に関する実施計画案を検討していきます。」と線で囲んで記載しております。

次に、「各学年ともクラス替えができるような学校規模がより望ましいと考えますが、極力複式学級の発生を防ぐことができ、効果的な学習形態であるグループ学習等を取り入れることが可能となる学校規模を理想としつつ、次の事項に配慮しながら、具体的な学校規模と配置に関する具体的案の検討を進めてまいります。」と記載しております。

次に、具体的に配慮をしていくところを申し上げたいと思います。

まず、大きくくりといたしまして、「子供たちの学校生活や地域とのかかわりなどに関する配慮点」ということで、「児童生徒の日々の生活へ配慮」について示してございます。

2 つ目として、「児童生徒の地域とのかかわりや、学校教育、学校運営に関する地域との連携」の配慮点について記載しております。

その中でも、「児童生徒の地域とのかかわりや地域活動と学区との関係」等を検討することを配慮点として挙げております。

次に、「その他望ましい教育環境を整えるための配慮点」といたしまして、「学習効果を高める仕組みづくり」「小中一貫教育校、義務教育学校などの学校スタイルやカリキュラムの編成の検討、小学校同士の連携、中学校同士の連携など学習効果を高めることを目指した仕組みづくり」等の検討を行うことを記載しております。

このような考え方を基本とし、実施計画案において、具体的に考え方を示すこととしたものでございます。

16 ページをお願いしたいと思います。

適正規模適正配置の進め方とスケジュール等を記載してあります。

まず、実施計画案につきましては、総論となる全体計画と各論となる地域別計画の2つの構成とします。

全体計画においてですが、適正規模適正配置の基本的な考え方に基づいた、検討の結果や地域設定の考え方を整理し、地域別に具体的な計画を作成いたします。

具体的な地域設定については、中学校区にとらわれず、隣接校とすることや広範囲等での設定を検討することとしております。

また、地域別計画においては、地域ごとの具体的な学校規模、配置案を記載していくことになっております。

実施計画案は、当初の予定では、2019 年度、令和元年度の作成を目指したところでございますが、令和3 年度現在、作成について皆様に御議論を賜っている状況でございます。

実施計画案の内容について、2020 年度、令和2 年度には、地域別の説明、協議等、地域の方々の意見を伺いながら、決定をすることを考えておりましたが、予定が遅れております。

実施計画案の決定と実施については、それぞれ地域ごとに、具体的な計画を作成していくわけですが、地域の皆様と話し合いを行う中で、ご理解を得た地域から、適正規模適正配置を進めていきたいと考えているところでございます。

学校は、地域にとっても非常に重要な役割を担っていると考えております。重ねて申し上げますが、地域の実情や保護者、地域住民の方々の考え方、要望等を十分に把握しながら丁寧な説明と議論、御理解をいただきながら、実施計画案の策定を進めていきたいと考えております。

続きまして、資料1 になりますが、喜多方市立小中学校適正規模適正配置実施計画案たたき台を御手元に準備をお願いいたします。

資料1 を「たたき台」と省略して呼ばさせていただきます。

先ほど申し上げました、基本方針で整理をした考え方に基づき、いろいろな課題、対応等を検討して実施計画案を作成していくわけですが、このたたき台につきましては、実施計画案に記載する具体的な学区や学校規模の案を検討していくための基本となるものとして、地域設定学区と学校規模の考え方を整理したものでございます。

最初のページをお開きいただきたいと思います。

目次の案ということで、現在の実施計画案の構成といたしまして、大きな1 番、全体計画案、2 番目として、地域別計画、地域別計画においては、地域

ごとの具体的な学校規模や配置の案まで、具体的に記載をしていきたいと考えております。

全体計画の中で、計画の策定の趣旨や実施計画案の計画の期間、地域への説明の方法等を記載するわけですが、現在、たたき台で地域設定学区と学校規模の基本的な考え方についてまとめております。

基本方針の考え方についてまとめた大事な部分でもございますので、それを皆様にお示しをして御議論をお願いしたいと考えております。

1 ページから説明を申し上げたいと思います。

ここでは、「地域設定（学区）と学校規模の基本的な考え方」が書かれております。

適正規模適正配置基本方針に基づき、以下の内容の検討を進めてまいります。

1 地域設定学区検討の視点については、次の2つの観点から検討します。

(1) ですが、先ほどの基本方針でも配慮事項としてあげたところが、この部分と連動していると、御理解いただきたいと思います。

「児童生徒の地域とのかかわりに関する配慮の観点」ということで、基本的な事項をまとめさせていただきましたので、読み上げたいと思います。

ア コミュニティのまとまりを重視し、原則として合併前の市町村の区域の範囲内で地域設定（学区）を検討します。

イ 上記アの範囲内での検討に当たり現状の学区の維持を含め、以下の3点を基本として検討します。

① 行政区や公民館の活動対象区域を基本とし、区域が分断されないことへ配慮することとする。

② 既存中学校区の区域を基本とし、区域が分断されないことへ配慮することとする。

③ 同じ小学校に通学している児童は、同じ中学校へ進学することを基本とする。

後ほど、論点の中でも出てくる内容でございますが、③「同じ小学校に通学している児童が・・・」という部分については、具体的には第一小学校の児童のことで、中学校の進学の際に、第二中学校と第三中学校に進学先が分散するということでございます。

皆様から、論点として挙げていくという意見がありました。

後ほど、もう少し詳しく説明をさせていただきたいと考えております。

(2)「児童生徒の日々の生活、通学時間距離への配慮の観点」でございます。通学時間通学距離の上限について、以下のように目安を定め、その範囲内で地域設定を検討することということです。

児童生徒の日常生活に負担が少ないのはどの程度か、教育委員会の考え方を示しているものですので、読み上げたいと思います。

通学時時間についてですが、通学手段にかかわらず、小中学生ともおおむね 40 分にする。

通学距離、徒歩や自転車による場合、小学校はおおむね 2 km、中学校についてはおおむね 6 km、中学生について徒歩はおおむね 3 km を上限とし、3 km 以上については自転車通学を認めることとする。

なお、自転車通学とする距離については、地域の実情に応じて、各学校においてその条件を判断できるものとするとしております。

※印の部分については、現在、各学校で運用している状況と同じ内容になっております。

スクールバス等の場合については、小中学生ともおおむね 14 km を上限としてお示ししているところでございます。

このことについては、論点の取りまとめのところでも、もう少し詳しく説明させていただきたいと思います。

なお、記載の距離以上の通学距離になる場合の通学手段について、たたき台では記載しておりません。

スクールバス等については、様々な課題が考えられるわけですが、その点についてたたき台では、記載してございません。

後ほど、スクールバスの利用等について、どのような形が一番良いのか、御審議を賜ればと考えております。

考え方の根拠等については、後ほど説明を申し上げたいと思います。

次に 3 ページをご覧ください。

2 番目として、学校規模検討の視点の考え方について、説明を申し上げたいと思います。

上記 1 で導き出された、地域設定学区のパターンごとに、将来の児童生徒数や学級数等を踏まえ、望ましい学校規模を検討します。

「望ましい学校規模の考え方」といたしまして、線で囲んでいる中に書いている考え方を申し上げたいと思います。

「望ましい学級数、小学校は、1 学年 2 学級以上、中学校は 1 学年 3 学級以上」。

「望ましい学級」の人数については、小中学校とも 1 学級少なくとも、17 人以上。

以下、望ましい学校規模の考え方の根拠理由を記載しておきましたが、学級数につきましては、中学校については教科担任制で 9 教科ということもあり、ある一定の学級数がないと免許外の先生が指導を行うこととなります。そのようなことに配慮し、中学校は、小学校より 1 学級多い学級数となっております。

学級の人数 17 人以上について説明させていただきます。

国の法律や県の基準によると、16 人以下でございますと、複式学級の可能

性が出てくるということでございます。

この部分については、基本方針に戻っていただきたいのですが、3 ページ、枠の中に国、県の基準が載せてございます。

参考まで、ご覧になっていただきたいと思います。

学級規模の根拠理由について、後ほど詳しく述べさせていただきたいと思います。

続きまして、5 ページをご覧ください。

3 番といたしまして「学習効果を高める仕組みづくりの検討の視点」についてご説明いたします。

望ましい学校規模の考え方は、上記 2 のところでご説明いたしましたが、小中一貫教育校、義務教育学校などの学校スタイルや学習カリキュラムの編成、さらに合同学習などの学校間の連携その他の方法により、より学習効果を高めるための手法について、今後、検討していくというところでございます。

6 ページをお願いしたいと思います。

4 番でございますが、「上記のほか学校生活や地域とのかかわりに関する配慮、望ましい教育環境を整えるための検討の視点」として、4 つほど挙げております。

基本方針に、基本的な考え方で、配慮すべき事項と挙げられていた部分、地域との連携、部活動の関係などを検討する事項ということで考えてございます。

次に、(3)「通学手段や距離の基準」については、今後検討してまいりたいと考えているところであります。

次に 5 番の「将来の児童生徒数の変化に伴う、適正規模適正配置の考え方」についてです。

これは、将来、児童生徒数に変化があつて、以下の状況のような学校が生じた場合には、当該学校の在り方について、検討を行っていくこととしたものであります。

現在、審議をしている実施計画の決定に当たりましては、実施まで一定の期間を定める予定となっております。

その間に、適正規模適正配置が必要となるような場合も考えられますので、あらかじめその考え方を定めたものです。

小学校については、通常学級がなくなり、全学級が複式 3 学級となる状態が 3 年以上継続する場合、中学校は、複式学級の設置が予想される生徒数となった場合に適正規模適正配置について考えていくという基本的な方針をお示ししたものでございます。

続いて 6 番、「検討の進め方、検討の手順」についてです。

これは、皆様の審議会の流れと御理解をしていただきたいと思います。

前回の審議会では、たたき台の1ページの地域設定学区検討の視点、3ページ、2番の学校規模の検討の視点から、論点を挙げていただいて、審議を行っております。

審議会は、現在この手順1、手順2の段階と御理解をいただきたいと思えます。

手順3「地域設定学区ごとの配置案の考え方」の審議についてですが、手順1、手順2の審議で基本的な考え方をまとめた後に、実際の学校の配置について審議をいただきたいと考えております。

手順4では、3の「学習効果を高める仕組みづくりの検討の視点」及び4の「学校生活や地域とのかかわりに関する配慮、望ましい教育環境を整えるための検討の視点」に掲げた事項について審議をいただきたいと考えております。

次に手順5として、手順4まで御審議をいただいた中で、喜多方市立小中学校適正規模適正配置実施計画案たたき台となっておりますが、各地域へ説明するための実施計画の素案の段階まで持っていきたいと考えております。

その後、地域別に説明会を開催し、各地域の意見を踏まえて、実施計画案として取りまとめを行います。

再度、皆様に審議していただき、最終的に実施計画の案として答申をお願いしたいと考えております。

先ほど、基本方針の中でも説明申し上げましたが、地域の方々に、丁寧に説明をさせていただいて、地域の意見を十分取り入れ、実施計画案にしていきたいと考えております。

したがって、説明会等々については各地区に複数回実施していくような場合もありうると想定しながら、実施計画の策定を進めたいと考えております。検討の進め方につきまして、大きな2番では地域設定学区及び学校規模の検討ということで、それぞれの地域で現状維持、仮にある地域とある地域が一緒になった場合など様々なシミュレーションパターン図を別冊で作成をしているところでございます。

このシミュレーションにつきましては、いろいろ御意見を賜っているところでありますが、現在、論点の整理も行いながら、子供の人数など様々な事項を考えながら、作成をしていきたいと考えているところでございます。

次に、3番、実施計画案と並行して別途早急に検討を要する学校ということで、上三宮小学校の件について御説明をしたいと思います。

上三宮小学校については、適正規模適正配置の審議会のほうで審議をいただいて、議決等をいただくものではございませんが、経過等について説明させていただきます。

そのことについて、御意見をいただくため、たたき台の中に掲載をしているところでございます。

実際、実施計画案を作成する際には、上三宮小学校の件について具体的にこの部分に記載するというものではないことを事前に御理解いただきたいと思います。

上三宮小学校は、複式学級となる児童数が継続しており、下記の表のとおり、令和２年度新入学児童が０人、令和３年度についても、新入学児童の入学が見込まれない状況にあると記載をしてあります。

これは、昨年度作成したものですので、このように記載されておりますが、実際に、今年度入学児童はおりませんでした。

３年生に１人転校生がございまして、４月現在、記載のとおり学級数は３・４年生の複式１学級、５・６年生の複式１学級の複式２学級で、全校児童数１６人というかなり小規模な学校になっている状況でございます。

学校運営上の課題や児童に与える影響も懸念されることから、実施計画案と並行して、別途早急に検討を進める必要があります。

現在、上三宮小学校保護者の方等と意見交換会を実施している状況でございます。

最後になりますが、実施計画のたたき台ということで、前回の審議会で、皆様よりいろいろ意見をちょうだいしているところでございますが、論点の取りまとめをいたしましたので、後ほど、議事の中で説明をさせていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、基本方針とたたき台の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長

ただいま事務局から、喜多市立小中学校適正規模適正配置基本方針及び実施計画案たたき台、それと具体的な方向性につきまして御説明をいただきました。

この点に関しまして、委員の皆様から御質問や御意見等ありましたら、御指摘いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

次の議事も案件とも絡んできておりますので、改めてお気づきになったことも含めて、御指摘いただければというふうに思いますが、どうでしょうか。まずは進める形でもよろしいでしょうか。

今ここで、御意見、御質問がある方おられたら御指摘いただきたいと思います。

特に御異議なければ、このまま進めさせていただきたいと思います。

次第の４番、議事案件でございます。

本日の議題は２つございます。

この２つ、それぞれ事務局の説明もございますので、進め方について、事務局の方から何か提案がありましたら、出していただきたいと思います。

○事務局 それでは（１）（２）についてそれぞれ説明して、その都度、質疑をしていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○会長 承知しました。
今、事務局の方から、御提案ございましたので、そのような形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
それでは、議事案件の（１）喜多方市立小中学校適正規模適正配置実施計画案たたき台の論点についての検討について、事務局から御説明をいただきたいと思います。

○事務局 次第の資料５をお願いしたいと思います。
喜多方市立小中学校適正規模適正配置実施計画案たたき台の論点整理まとめということで、３月２０日に皆様に御意見をちょうだいいたしました。
その内容について取りまとめを行ったものでございます。
論点について、５つほど上げさせていただきましたが、皆様に確認をさせていただきまして、この論点でよいかどうか御確認、御審議をお願いいたします。
そして、次回以降、記載の論点について、審議をしていただければと考えております。
それでは、論点１からご説明を申し上げたいと思います。
論点１ 学区の考え方、地域との関わり、行政区と学区の関係性でございます。
たたき台を見ながら説明を申し上げたいと思います。
たたき台１ページご覧ください。
１ページのⅠの１の（１）のイの①行政区や公民館の活動対象区域を基本とし、区域が分断されないことへ配慮をすることとしておりますが、考え方として、これが妥当かどうかということについて、御審議賜りたいと思います。
例えば、一つの行政区に複数の小学校の通学区域が存在するところがあるという御意見が出されました。
具体的に少し説明させていただきますと、第一小学校の通学区域でも、例えば寺町一区、寺町二区、あるいは東四ツ谷行政区は、第一小学校と第二小学校の２校の通学区域になっております。
また、太郎丸地区、高吉二区、堂畑地区が、第二小学校と豊川小学校の通学区域になっているという状況でございます。
もう少し広いところだと、松山地区に東桜ヶ丘、南桜ヶ丘という行政区ございますが、ここについては松山小学校ではなく、行政区そのものが第一小学校の通学区域になっているということもございます。
塩川地区についても、少し申し上げますと、以前からの経過ということもござ

いますが、堂島地区については次のようになっております。

堂島地区の上遠田、下遠田は塩川小学校の通学区域になっております。

同じ堂島地区であります、小学校の通学区域は違うということになっております。

分断というような言葉が使われておりますが、地区によって通学区域が違っているという例もございます。

塩川小学校について、もう少し申し上げますと、駒形地区でも三橋、上窪、下窪、館ノ内の行政地区は、塩川小学校の通学区域となっております。

以上のような現状はありますが、私どもの適正規模適正配置の中で、今ほど申し上げた現在の通学区域、地域の分断等がある地区を現在の学区と調整することについて考えていこうということではありません。

そのような部分について、学区の調整をするのは少し難しいと考えているところであります。

子供たちや保護者の方の人間関係や過去の経過なども、十分配慮しなくてはいけないことなど、混乱が生じないような対応をしなければならないと考えてございます。

適正規模適正配置を考える上で、具体的には、2つの学校が統合になるという事項を検討する場合に、行政区や公民館の活動範囲を分断することをしないように配慮をしていきたいと考えております。

したがって、論点1としましては、行政区と学区の関係性、基本方針でも検討していくとなっておりますが、このことが、妥当なのかどうかということについて審議、御意見をいただきたいと考えております。

論点の二つ目でございます。

学区の考え方、地域との関わりという意味で、論点1と同じですが、分散進学のは是非でございます。

これについては、今ほど、同じページの線の囲みの部分の1番下でございます。

同じ小学校に通学している児童は、同じ中学校に進学することを基本とするものの妥当性についてということでございます。

皆様の御意見の中にも、第一小学校の児童が第二中学校と第三中学校への分散進学については、検討するべきであるという意見が出たところでございます。

基本方針を策定する段階で、同じ小学校に通っている児童が、別々の中学校に進学するのは、余り望ましくないのではないかという御意見がありました。

もう少し、具体的に状況を申し上げたいと思います。

喜多方市内の児童生徒の通学地域につきましては、「喜多方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」で定められております。

その中で、22 の行政区の児童が第一小学校に通学することが定められております。

第二中学校に進学する行政区が 14、第三中学校に進学する行政区が 8 となっております。

14 の行政区のうち、松山地区の行政区が 5 で東桜ヶ丘、清水台、南桜ヶ丘、北桜ヶ丘、坂井の行政区です。

第一小学校に通学している者のうち、今まで第三中学校に進学していた行政区の児童については、第二中学校に進学するということが、このたたき台の考え方です。

具体的には南町、東四ツ谷の地区のように、第三中学校に距離的に近いところの行政区の児童も、第二中学校に進学するという考えです。

第三中学校区の行政区の中には、第二中学校区の行政区よりも、第二中学校までの距離が近い行政区もあるということが起きることも考えられます。

そのほか、北町地区は、第三中学校学区となっておりますが、道路状況も以前と変わっており、もしかすると、第二中学校に通ったほうが、近いということもあり得るということが出てくるかもしれません。

このようなことから、分散進学の是非についても、論点として検討を重ねていく必要があると考えております。

続いて、論点 3 の児童生徒の日々の生活についてご説明いたします。

たたき台、1 ページの通学時間、通学距離の上限の目安ということで、下の部分に記載したところの論点でございます。

通学時間距離の設定については、具体的に考えていく必要があるのではないかという意見をいただいたところであります。

学区について、熱塩小学校区、加納小学校区、山都小学校区、高郷小学校区は、子供の人数がかなり減少しており、通学距離について様々なことを考えていく上で、そのことが、重要になってくるという御意見を賜っております。通学時間距離については、たたき台 1 ページで通学時間の目安を時間はおおむね 40 分、通学距離については、小学生で 2 km、中学生で 6 km という考え方を示させていただきました。

国の手引きでは、通学時間の目安については、おおむね 1 時間以内と記載をされております。

このたたき台の中では、40 分以内ということで、児童生徒の日常生活への影響をできる限り配慮した形で、お示ししているところであります。

同様に、国の手引きでは、通学の距離について、小学生で 4 km 以内、中学生で 6 km 以内という考え方が示されております。

たたき台では、小学生について 2 km 以内ということで、国よりは、配慮した形で上限の目安を示しているところでございます。

このような点を含めまして、論点として、皆さんの御意見を賜っていきたい

と考えているところでございます。

論点の4、これは通学距離、通学時間に関わってくる部分ですが、適切な通学手段の確保ということで、具体的には、スクールバスの運行の必要性について記載しております。

このことについては、たたき台6ページの4番(3)で、統一した通学手段や距離の基準について検討しますと記載がございました。

先ほどの論点3、通学時間、距離を考えていく上で、子供の通学手段をどのように確保するかは、重要な点であると認識しています。

この点についても、論点として検討していただきたいと考えているところであります。

次に、現在のスクールバスの運行状況を簡単に申し上げたいと思います。

喜多方地区でスクールバスを運行しているのが、岩月町の入田付方面でございます。

旧入田付小学校と旧岩月小学校は平成23年に統合し、第三小学校になっておりますが、旧入田付小学校地区の児童について、スクールバスを運行しております。

加えて、塩川地区の一部、駒形地区の一部と今年からは、姥堂地区の一部、宮ノ目地区についても、スクールバスの運行を開始したところでございます。

山都地区、高郷地区については、塩川地区同様、市の合併以前よりスクールバスの運行がされており、山都地区は4コース、高郷地区は3コースで、高郷地区も昨年度から経路を広げて、運行をしております。

現在、市では、まだ統一した考えでスクールバスの運行をしておりません。適正規模適正配置を考えていく中で、統一した基準で、通学手段として利用できるような方法、方策を検討していきたいと考えているところでございます。

なお、現在スクールバス以外にデマンドバスを利用している児童生徒もいるということを付け加えておきます。

また、スクールバス、デマンドバスを利用できない地区にお住まいの方については、小学生は3km以上、中学生で6km以上の児童生徒に遠距離通学費の補助金の制度を設けてあります。

デマンドバスを利用している児童生徒には、通学の定期券の購入費の助成制度といった制度も設けてあります。

以上、スクールバスについても論点の3と絡めまして、御議論をいただければと考えております。

次に、論点5の望ましい学校規模についてです。

望ましい学級数、学級人数につきましては、多くの委員の方から御意見をいただいたところであります。

たたき台で言いますと、3 ページ目の四角の中、最初に書いてある部分でございます。

それらについて、今後の子供の人数の減少を考えていけば、小学校も3 学級という考え方もあるのではないかなど、望ましい学級人数については、さらに議論を深めていく必要があるという意見が出されております。

また、人数ありきの考え方ではなく、市全体あるいは地域としてどのように子供たちを育てていくのかという観点が最初にあるべきではないかという御意見もいただいております。

さらに、それぞれの地区の委員から、もう少し望ましい学級人数を少なく考えることができないかどうかといった御意見もいただいているところでございます。

たたき台の3 ページをお開きください。

先ほど、小学校は2 学級、中学校は3 学級以上等、望ましい学級数、学級人数についてご説明いたしました。

同様に、望ましい学級の人数についても、複式学級の関係や中学校の教科担任制の関係等を考慮して説明をいたしました。

以上のように、複数学級があることの良い点について、子供たちや学校の先生の立場から、それぞれの内容が記載されております。

例えば

- ・複数学級があることによって、競い合う教育活動が可能となる。
- ・様々な教育方法を行ったりすることができる。
- ・様々な集団で生活することで、多様な体験をすることができる。
- ・クラス替え等を行うことで、人間関係の構築に役立てることができる。
- ・複数の教師がいることによって、子供たちの変化に気づき、またそのことに対応する相談体制を作ることができる。

- ・教師の指導力向上のための研修へ参加することが可能となる。

- ・主体的、対話的で深い学びが求められている中で、ある程度的人数がいることによって、グループ学習を効果的に行うことができる等々

という点から望ましい学級数、学級人数をお示しいたしております。

5 つの論点について、簡単ではございますが説明をさせていただきました。

前回の審議会で、他にいろいろな意見が出されたところでございます。

論点に挙げるべき内容あったのではないかとといった御意見もあろうかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上、説明を終わらせていただきます。

○会長

ただいま事務局の方から、御手元の資料、たたき台の論点整理に基づきまして御説明をいただきました。

このたたき台の論点といたしますのは、これまで当審議会において、委員の皆様

様のほうから出てきた疑問点、意見等も踏まえて、今後一定の方向性を出すべきだということで、整理したものでございます。

また、先ほど事務局からも、補足的にございましたが、論点に挙げられてないものもあるのではないかと御意見もあるかもしれません。

そのようなことを含めて、今後、皆様のほうからいろいろ御指摘をいただければと思います、

まず、委員の皆様のほうから、御質問や御意見等ありましたら、この場で御指摘をいただきたいと思います。

どうでしょうか。

論点に漏れているのではないかと、あるいは意見を言わなかったということ、それが全く考慮されないことはありません。

あくまでも、今後の進め方という視点から、事務局で論点整理をしたという流れでございますので、これだけで終わるということではないと思います。

したがって、後ほど、お気づきのことがあって議論していただきたいということがあれば、そのとき御指摘いただくような形でも、十分可能かと思えます。

どうでしょうか

はい。お願いします。

○委員

事務局のほうに質問がございます。

論点2の学区の考え方について、私は賛成です。

その上で、一つ目の質問です。

小中一貫校や義務教育学校でもあると思いますが、小学校、中学校が一つになり、メンバーが変わらないために起きるかも知れない、いじめや不登校の対応などについて考えていらっしゃるのかという質問です。

二つ目が、論点4のスクールバスについてです。

もちろん必要なことだと思います。

補助、サポートなどもあるようですが、現在のスクールバスの問題点や課題などがあれば、教えてください。

○会長

質問が出されましたので、事務局の方で答えいただきたいと思います。

○事務局

今ほど、小中学校の進学先において、メンバーが変わらないことにより、不登校、いじめ等の改善につながらないのではないかと御質問をいただきました。

学級編制の枠について、一つの学年におきまして、複数のクラスを想定しているものでございます。

そのような意味において、クラスが単から複というようになれば、何かあつ

たときのトラブル等にも対処できる仕組みを作ることができると思われます。

○事務局

2 つ目の質問について、論点 4 のスクールバスの関係の課題ということで御質問いただきましたので、お答えをしたいと思います。

スクールバスの課題といたしましては、運行されている地区が喜多方地区全てで運行しているものではないというところです。

喜多方地区と塩川地区の一部、山都地区、高郷地区でのみ運行をしておりますので、今後考えていかなければならないのは、全ての地区で運行を行うのか、統一した基準を設定していくのかという点です。

山都地区、高郷地区においても具体的に申し上げますと、かなり学校に近い行政区からも、スクールバスで通学している児童生徒がいるという現状もあります。

スクールバスの問題は、その他、運動不足の観点、冬期間における通学、低学年の児童の通学、有害鳥獣、不審者や交通事故の未然防止等々、これから総合的に考えていく必要があると思っております。

○会長

他の委員の方、どうでしょうか。

○委員

こども園という立場から、論点 1 について質問をさせていただきたいと思います。

論点 1 の中に、行政区、公民館の活動対象区域を基本とすることの妥当性というところがありますが、こども園や公民館が、今回の小中学校の適正配置と連動していくのかどうかということについて考えをお聞きしたいと思います。

○会長

事務局の方でお答えできますか。

○事務局

今ほどの委員からの御質問にお答えします。

まず、行政区と学区についての考え方を再度、簡単に申し上げたいと思います。

適正規模適正配置を考えていく中で、地区のまとまりを配慮する点から、仮に 2 つの学校が統合する場合、公民館がある地区を 2 つに分けて、それぞれ別の学校と統合するということを行わないという考え方が基本にあります。もう 1 点ございましたが、公民館やこども園との関係については、まだ具体的にはお答え出来ないところでございます。

御了承のほどお願いをしたいと思います。

- 会長 はい、ありがとうございました。
御質問の方はどうでしょうか。
- 委員 ありがとうございました。
- 会長 他の委員の皆様はどうでしょうか。
お願いいたします。
- 委員 スクールバスに絡めて質問いたします。
今回のたたき台の中で、通学距離と時間という観点から考え方が策定されているとは思いますが、都市部から離れたところで、児童数が少ない行政区から通学する、特に1名か2名という子供の人数が少ない地区からの通学は、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。
- 会長 どうでしょうか、事務局から現状でお答えできる範囲でお願いします。
- 事務局 確認ですけれども、子供が少ない行政区があるかと思います。
そこに住んでいる子供や行政区について、何か、特別に考えているかといった御質問でしょうか。
- 委員 どちらかという、例えば1名で登校しなくてはならないという、極端な場合です。
そのようなケースもあるとは思いますが、ほかの地区の子供と一緒に登校しているケースや1人だけでは登校できないので、親が送迎をしているケースもあると思います。
今後、子供が減っていく中で、スクールバスも含めてですが、そのような考え方も一つ議論としてあってもいいのかと思ってお聞きした次第です。
- 事務局 申し上げます。
今ほどの御質問の観点で申し上げますと、お話いただいたとおり、時間や距離の面からスクールバスの考え方を述べさせていただいておりますが、もう一つ大事な観点を述べていただきました。
それは、子供の通学に対する安全の確保の観点からのスクールバス、交通手段をどのようにしたらよいのかということです。
例えば、本当に遠くて1人しかいないような場合等、事例が多分出てくると思いますので、時間や距離という観点に追加して、安全確保の観点からも、スクールバスについて議論していただきたいと思っております。

○会長

はい、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

御指摘につきましては、現状は事務局の答弁になりますが、今後、そのような御質問も含めた内容を踏まえまして、論点の中で具体的にいろいろと御指摘いただければと思います。

他の委員はどうでしょうか。

何かございますか。

本日も、論点の整理ということで、御指摘があったわけですが、今後も当審議会を進めていく過程の中で、いろいろと御指摘いただく機会はあるかと思っています。

委員の皆様から御意見がございましたらお願いしたいと思っています。

それでは、今後もこのような機会もございますので、続けて議事を進行させていただきます。

本日も、委員の皆様のほうから何点か論点に関する御指摘あるいは、御質問がございました。

次回以降、審議会場で整理された論点、あるいは新たな論点の提示ということも含めて、論点の1から順次、議論をしていくことができればと思っております。

今日、初めて論点っていう形で皆様に御提示いたしました。

これまでの議論を踏まえた形で、論点として提示していただいたということでございます。

これ以外の論点がもしございましたら、新たに指摘をしていただきたいと思います。

また、論点を提示して、そのままで終わるわけではありませぬので、皆様の議論を踏まえまして、具体的にどのように考えていったらいいのか、論点に対する方向性を審議会でも示していかなければならないかと思っています。

まずは、皆様のほうから今までの進め方に対して、御了承いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

なお、事務局におかれましては、本日も、意見、御質問も含めたものが出てきておりますので、今後、必要ということであれば、資料等の準備もぜひお願いしたいと思います。

また、本日から新たに委員になられた委員の皆様におかれましては、なかなか質問することが難しいということもあったかと思っています。

その点に関しましては、事務局のほうに、御質問、確認等、個別にやっていただくことも可能かと思っておりますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、この議事の(1)ですが、何か、特にこの件に関しては、意見を言いたいという方がおられましたら、御指摘いただきたいと思います。が、いかがでしょうか。

よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

それでは、本日の議事の（２）上三宮小学校に関する対応経過について、事務局の方から御報告を求めたいと思います。

お願いいたします。

○事務局

それでは上三宮小学校に関する対応経過等についての報告をいたします。資料６ページをお願いしたいと思います。

上三宮小学校に関する対応経過等につきましては、３月２０日の審議会では、市として３つの選択肢を保護者等の皆様へ提案していくということを説明させていただいております。

その３つの案について説明いたします。

資料６、２ページ目をお願いしたいと思います。

３つの選択肢について記載してございますので、読み上げたいと思います。

１つ目として適正規模適正配置実施計画案、先ほども審議をいただきました実施計画案の中で検討していくということでございます。

２つ目として、学校を存続させ、小規模特認校制度の導入を検討していくということです。

３つ目として実施計画の決定を待たずに、早期の統合をしていくということです。

この３つの選択肢を保護者、未就学児の保護者の方と意見交換会をしているところでございます。

ここで、小規模特認校制度が出てきましたので、制度について説明をさせていただきたいと思います。

小規模特認校制度につきましては、学校選択制の一つである特認校制度でございます。

特認校制度というのは、従来の通学区域は残したままで、通学区域に関係なく、喜多方市のどこからでも当該校へ就学を認めるものでございます。

これらのことについて、小規模学校で実施するものが、小規模特認校制度と言われているものでございます。

特定の学校を特認校として指定し、少人数教育のよさを生かした、きめ細やかな指導や特色ある教育を推進していくことで、例えば、上三宮小学校で学ばせたいと保護者の理解を得た上で、上三宮小学校以外からも入学を認めていく制度でございます。

資料６の最初に戻っていただきたいと思います。

前回３月２０日の審議会でこれら３つの選択肢を説明していくということでその経過について申し上げたいと思います。

まず、上三宮小学校地区を学区とする未就学児の保護者の方と意見交換会を

3月22日の月曜日、上三宮小学校で実施をしております。

その際は、9名の方に参加をいただいております。

対象といたしまして、20数名程の方がいらっしゃいますが、参加者9名ということでございました。

この意見交換会は、小グループに分かれて、保護者の皆様の意見が出しやすいような形で実施したところでございます。

出された意見につきましては、先ほど申し上げた、3つの選択肢それぞれに対して賛成の御意見があったところであります。

次に、4月23日（金）に上三宮小学校保護者との意見交換会を実施しております。

同じくグループに分かれて意見交換会を実施いたしました。

出された主な意見を読み上げたいと思います。

「適正規模適正配置実施計画案で検討していく」ことに対しては、

- ・継続を望む。現状維持で存続してほしい。
- ・少し時間的に難しいのではないかな。

次に、「学校を存続させ、小規模特認校制度の導入を検討していくこと」に対しては、

- ・小規模特認校導入を進めてほしいが、導入後の見通しもしっかり持って実施してほしい。
- ・導入は、もう少し早めに行うべきであったのではないかな。

次に、「実施計画の決定を待たずに統合を検討していくこと」に対しては

- ・交流学习、人間関係づくり等の対策を行い、早く統合してほしい等々

上記のような意見が出されました。

その他、未就学児の保護者やこれから小学校に入学する保護者の方々の意見を最優先に考えていくことが、大切なではないかという貴重な御意見も出されました。

今後、先ほどの3つの選択肢について、地域住民の方々、地域の行政区長さんになると思いますが、意見交換会を持ちたいと思います。

現在、個別に意見交換会を行っていますので、それぞれにで出された意見交換会の様子等を全体にお知らせをしながら、再度、意見交換会を実施して意見の把握に努めていきたいと考えているところであります。

次のページをお願いしたいと思います。

検討の手順、手順1 具体的内容の検討と方針の決定ということで、現在行っているのが①の保護者、地区住民、地区の未就学児の保護者との意見交換会でございます。

その後、意見の取りまとめや各種会議等を行っていきまして、上三宮小学校の今後の在り方の方向性、方針を決定していきたいと考えております。

方向性、方針の決定後は保護者、住民の方への説明会を実施して、御理解を

賜り、準備作業を経て、実施していきたいと考えております。

この場で審議いただくものではございませんが、委員の皆様にも上三宮小学校の今後の在り方につきまして、逐次御報告、御意見をいただきながら、対応をしてまいりたいと考えているところであります。

なお、現在のところ、具体的に方向性や日程等について、お示し出来ないことをご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○会長 今、事務局からですね、上三宮小学校に関する対応経過等についての報告がございました。

報告事項でございますので、審議委員の皆様から何か御質問等がありましたら出していただきたいと思います。

○委員 上三宮小学校のPTA会長にお聞きしたいのですが、実際にこの会議に参加されたと思います。

そこでの保護者の方々の温度といいますか、実際の生の声は、市の方に対して、どのようにして欲しいというのがありましたか。

会長さん自身の個人的な意見でも構わないですが、どうでしょうか。

○会長 はいどうぞお願いします。

○委員 今回、適正規模適正配置の案がまとまって、実施というようになるには、どうしても、まだ時間がかかってしまうことは避けられないと思います。

その決まるまでの間、継続というと、現状維持するしかないのかと考えている親も多いです。

しかし、早めに上三宮小学校だけ他の小学校と一緒にするというのも、すぐにできることでもないというように思います。

その中で、小規模特認校という選択肢が出てきて、親としては、そのような特別に何か充実した特色あるカリキュラムとを実施してもらえたら、子供のためになるのではとの考えから、この前の話合いで意見を出させてもらいました。

○会長 はい、ありがとうございました。

ほかの委員の皆様から特に何かございますか。

○会長 どうぞお願いします。

○委員 小規模校特認校は全国的にも例があるとは思いますが、この話をされたとい

うことは、ある一定数は、外部から人が入ってくるという例があると思います。

小規模特認校を実施したことによって、外部からどれくらいの人が入ってきたのか、その割合とかの数字がわかれば、ある程度見込みも立つと思います。その事例がありましたら、お知らせください。

いかがでしょうか。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

今ほど、特認校の関係でございますが、具体的に導入した小学校の外部からの子供さんの割合等を把握しているのかという質問だったかと思いますが、その具体的な数字は把握しておりません。

福島県内の特認校として、具体的に取り組んでいる学校の事例等について説明させていただきたいと思います。

手持ちの資料で言うと、郡山市の金透小学校の例です。

上三宮小学校とは逆のパターンでありまして、郡山市の中心街にある小学校がドーナツ化現象で児童数が少なくなったという事例であります。

皆様、御存じのとおり郡山市は音楽に力を入れております。

大会等で優秀な成績をあげるなど、特色ある教育活動を推進しており、学区外からの児童も一定程度就学していると聞いております。

全国の例でいうと、小規模特認校制度を導入したとしても、場合によって全く子供の数が増えず、その後の対応を考えていかなければならなかったという学校もあると思いますし、一定程度成功を収めている事例もあるかと思えます。

福島県内で、喜多方地区と同じような規模、農村地域にある学校がどのような状況であるのかということについては、地区の皆様にお示ししていきたいと思っております。

また、その時に使用した資料について皆様にも提示しながら、説明をしてまいりたいと考えております。

○会長

はい、ありがとうございます。

続けてよろしいですか。

手を挙げた方お願いします。

○委員

初めてですので、質問になりますが、資料1で、上三宮小学校の児童数や教職員数を見させていただきました。

児童数の減少というのはつかめたのですが、8ページの令和3年度の教職員は、急激に減っています。

養護教諭、事務職員の他、教諭 2 名がカットされております。

1 年間でこれだけの教職員数がカットされていますが、今年度の上三宮小学校の具体的な教職員数を教えていただきたいと思います。

○会長 事務局、どうでしょうか。

○事務局 それでは、教員数について申し上げます。

令和 3 年度、たたき台の 8 ページにおきましては、県の配置では 0 ということではございますけれども、事務職員については 1 名、市独自に配置いたしました。

養護教諭につきましては、何とか、県での配置をお願いしたところでございます。

したがって、上三宮小学校では、養護教諭 1、事務職員 1 の配置となっております。

○会長 どうでしょうか。

○委員 コロナ禍の中での学校経営ですので、養護教諭がいなくて、本当に、子供たち不安ではないのかなという心配事があったので、お聞きいたしました。早めに、このところ分かるように訂正方をお願いしていただければと思います。

初めて見ましたので、もしかしたらどこかでしっかり連絡されているのかと思いますが、子供たちが安心安全に学校に通えるように、本当にプロが必要な時代ですので、健康の推進・管理の上から、よかったという思いです。

○会長 ありがとうございました。
ほかの委員の皆さんはどうでしょうか。

○事務局 事務局にお伺いいたしますが、4 月 23 日に保護者との意見交換会行いまして、ここにいろいろ書いてありますが、何か早く統合してほしいという意見もありますし、未就学児の保護者の意見を尊重してほしいというものもありますが、全体的にはどのような様子だったのかを聞かせてほしいと思います。

○会長 事務局どうでしょうか。

○事務局 今ほどの委員からの御質問に御回答いたします。
意見交換会を小グループに分かれてやっていますが、ある意見が、特に突出

して多かったというように、まとめるところまでにはなっておりません。
それぞれの選択肢について、賛成であるとか、これは少し反対だといったところで御意見をいただいているところであります。

○会長 どうでしょうか。
 よろしいですか。
 ほかどうでしょうか。

○委員 上三宮小学校について、手をこまねいては、このままだと思うので、事務局や他の委員からもありましたが、どのくらい地区外から学校に就学するのかわかりませんが、早めに手を打っていただきたいと思います。
 小規模特認校は学区外からマンモス校で不登校になったとか、自分のペースに合わない子たちも、各小学校には一定数いるので、今はそういう子供たちを受け入れていく形もあるのかなと思います。
 コミュニケーションをとるのが苦手という子供もいると思います。
 上三宮小学校で全校集まって田んぼを見ながらおいしい給食を食べるという教育活動は、とてもいいことだと思っております。
 一小、二小では、できない教育活動で、その他にも、上三宮小学校のいいところはたくさんあると思います。
 私個人の意見としても、早めに小規模特認校導入してもらうことが、上三宮小学校のこれからにとっても、とてもいいことだと思っています。

○会長 ありがとうございました。
 どうぞお願いします。

○委員 今ほど、貴重な意見いただきました。
 本当に、私個人の考えですが、上三宮小学校は、やはり自分が育った小学校ですし、とても愛着もあります。
 児童の数は、ほんと少ないですけど、少ないなら少ないなりに、児童みんな仲がいいなと思います。
 上級生は下級生の面倒を見る機会も多いですし、交流する機会も多いので、少ないから全部不便かという、そうではないと思います。
 今、小学校に通学している保護者の中でも、これから未就学児で入学予定がある親の方もいますが、できたら上三宮小学校に入学させたいという保護者もおります。
 小規模特認校、とてもいい制度だと思うので、本当に子供の教育のためにできるのであれば、早めに進めていただけたらと思います。

○会長

はい、ありがとうございました。

ほかの委員はどうでしょうか。

もうよろしいでしょうか。

あくまでも、上三宮小学校に対する対応経過の報告の場でございますので、意見等がございましたら、事務局のほうに御指摘いただければと思います。特になければで、全体的に何か質問、御意見等があれば、御指摘いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

御手元の次第を見ていただければ、その他のところにも、次回の審議会では、いろいろとございますので、この場で終わるということではございません。また、次の機会の場で、あるいは事務局に、改めて、御意見、御質問等をしていただく機会はあるかと思いますが、そのような機会もぜひ利用していただきたいと思います。

どうでしょうか。

ないようであれば、以上をもちまして、本日の審議会の議事を終了いたします。

私の議長の任を事務局のほうに、議事進行をお返ししたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局

長時間にわたりまして、清野会長には、議事進行を務めいただき、誠にありがとうございました。

最後に、その他といたしまして諸連絡でございます。

次回の審議会の開催についてであります。令和3年6月下旬にこの大会議室で開催したいと考えております。

詳細が決まり次第、皆様には文書でお伝えをさせていただきたいと存じます。

事務局からの連絡は以上となりますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

御発言があれば挙手にてお知らせください。

それでは、ここで教育長より申し上げることがありますので、マイクをかわります。

○教育長

この審議会については、先ほど、上三宮小学校の報告ということでありましたが、このたたき台の中の7、8ページあたりには、その理由が書かれてありますが、改めて説明します。

まず、基本方針というものがありません。

最初に説明があったと思います。

これは以前に作成したのですが、その基本方針を作成する中で、とにかく子供たちのよりよい学びの環境を整えていかなければいけないと考えまし

た。

子供たちがどんどん減っていく、人口も当然減っていくわけですが、そういう中で、子供たちのよりよい学びの環境をつくるために、学校の配置や人数、今後の喜多方市の学校をどうしたらいいのかということで、皆様にお集まりいただいているわけです。

その中で、緊急的な案件が生じた場合はいわゆる、基本方針で示した、全市的な論点の中から取り出した形で進めていきますということです。

上三宮小学校につきましては、昨年度、今年度と入学生が0です。

これは資料を見て分かると思います。

現時点で、3年生以上の在籍のみで、2学級複式という状況であります。

2学級という状況ですので、本来で言うと、教員の県の配置は、資料にあるように校長、教頭各1人、学級担任が2人、養護教諭や事務職員は、本来配置されません。

コロナ禍の中、子供たちの健康管理をしっかりと行う上で、養護教諭を配置してもらわなければ困るということで、どうかお願いして、何とか配置していただきました。

でも、事務職員は配置できなかったもので、市のほうで若干負担して、今配置しているところです。

この事務職員がいないとどうなるかということ、教頭先生も激務の中で仕事をしているわけですが、激務は、さらに激務になってしまいます。

大変な緊急事態です。

このままの状態で行くと、先ほど言ったように、県のほうでも養護教諭、いわゆる保健の先生ですが、何年間もずっと継続配置してくれるという保証はありません。

学校として、非常に危機的な状況なので、上三宮小学校ということだけ取り出して、この学校を考えて行く必要があるということで、話し合いをしていただいております。

今、我々事務局は、上三宮小学校地区の未就学児をお持ちの保護者の方、学校の保護者の方とこまめな話し合い、繰り返し丁寧な話し合いを行っております。

今後、学校を考えていく上で、どのような形をとっていけばいいのかについてなるべく早く決めていきたいと思い、上三宮小学校の報告の中身が上がっているわけです。

ここまでよろしいでしょうか。

あと2つ目として、たたき台のところにありますように、例えば、検討の進め方等ということで、市としての地域設定検討の視点について書いてあります。

これはあくまでもたたき台の段階で、事務局としても、皆様の意見をもとに

して、中身を変えて次回以降、提示しなければいけないと思います。

そのような形で、これからの喜多方市の小中学校の在り方を考えた時には、どのような条件のもとに学校を配置し、子供たちをいい環境で学習できるようにさせていくのかということについて、考えていくようにしていきたいと思っています。

ぜひ、次の審議会の時間までに、(1) (2) そのあたもありますが、線で囲まれた中身、これがポイントであります、このポイントで今後の喜多方市のことを考えていいかどうか、このような観点でこの喜多方市の小中学校、そして子供たちのためになっていくのかということをご自宅で見直していただきたいと思っています。

この方がいいのではないか、この部分はおかしいのではないか、そういう部分について、次回まで、たくさんお持ちいただいて、御意見等をお話ししていただければ非常に助かります。

大変でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、今日は、貴重な意見御意見ありがとうございました。感謝申し上げます。

○事務局

それでは皆様、長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第9回喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会を終了いたします。

皆様大変ありがとうございました。

